

保護者の皆様へ

滋賀県立河瀬中学校
校長 内林 善彦

非常変災その他緊迫事態における非常措置について(お願い)

平素は、本校教育の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内のいずれかの地域に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発令されたときには、気象情報や防災上で生徒の安全確保のため、下記のことについて、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 「特別警報」または「暴風を含む警報」が発令されているとき

午前7時において県内いずれかの地域に、「特別警報」または「暴風を含む警報」が発令されている場合は臨時休業（家庭学習）とします。

- 2 特別警報、警報の種類の確認

特別警報、警報の発令は、ラジオ・テレビなどで確認をしてください。